

平成30年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月13日（水曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

本日の会議に付した事件

日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第1 緊急質問

追加日程第2 発議第1号 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する決議について

出席議員（12名）

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
5番	滝口 一浩 君	6番	貝塚 嘉軼 君
7番	伊藤 博明 君	8番	土井 茂夫 君
9番	大野 吉弘 君	10番	石井 芳清 君
11番	高橋 金幹 君	12番	小川 征 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田 義廣 君	副町長	横山 尚典 君
教育長	齊藤 弥四郎 君	総務課長	大竹 伸弘 君
企画財政課長	田邊 義博 君	産業観光課長	殿岡 豊 君
教育課長	金井 亜紀子 君	建設環境課長	埋田 禎久 君

税務住民課長 齋藤 浩 君 保健福祉課長 渡辺 晴久 君
会計室長 岩瀬 晴美 君

事務局職員出席者

事務局長 吉野 信次 君 主 事 鶴岡 弓子 君

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成30年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時34分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。7番、伊藤博明君、8番、土井茂夫君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から3日間とし、本日は議長からの諸般の報告、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明と諸般の報告、また平成30年3月定例会の一般質問に関する町長報告を行った後、3名の一般質問を行い、散会いたします。

明日14日は、2名の一般質問の後、報告第1号、第2号を行い、諮問第1号を上程の上、質

疑の後、採決を行い、散会いたします。

明後日15日は、議案第1号から議案第15号及び請願第2号、第3号を順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日13日から15日までの3日間とし、お手元に配付した議事日程のとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から、今定例会に提出される議案の提案理由の説明並びに諸般の報告、平成30年3月定例会の一般質問に関する町長報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成30年第2回定例会を開会いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、繰越明許費等報告2件、諮問1件、人事案件1件、専決処分の承認1件、議決事件に係る案件2件、条例制定1件、条例改正8件、補正予算案2件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書については、平成29年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものであります。

報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書については、平成29年度御宿町一般会計

における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、平成30年9月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、江澤勝昌氏を引き続き同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命につきましては、平成30年6月30日をもって任期満了により退任されます御宿町教育委員会委員、竹内達哉氏にかわり、新たに三上雄二氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

略歴は別紙のとおりでございます。ご同意くださるようお願いを申し上げます。

任期につきましては、平成30年7月1日より平成34年6月30日までの4年間であります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日施行の改正が含まれていることから、御宿町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容は、法人町民税に関する延滞金の計算方法、固定資産税の特例措置、わがまち特例の拡充、土地の負担調整措置の3年延長等の規定の整備を行うものであります。ご承認くださるようお願いを申し上げます。

議案第3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 財産の交換については、今年度工事予定の新町地先0202号線道路改良工事に伴い、交換により取得する財産が道路用地として必要なことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

議案第5号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の一部が平成30年4月1日から施行されたことにより、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が県から町へ権限移譲されたため、新たに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

議案第6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、

旅館業法が改正され、ホテル営業と旅館営業が統合となり、旅館・ホテル営業が設けられたことから、一般職の職員の給与等に関する条例中の当該規定部分について所要の規定を整備するものです。

議案第7号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、御宿町税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、個人住民税における非課税の限度額、給与所得控除、基礎控除の見直し、大法人の法人町民税電子申告の義務化、たばこ税の課税方式及び税率の見直しを行うものであります。

議案第8号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、準用している厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正があったため、関係条文の改正をするものでございます。

主な内容は、放課後児童支援員の資格要件について拡大、明確化をするものであります。

議案第9号 御宿町出産育児祝金支給条例の一部を改正する条例の制定については、町で出産した全ての子どもに町から祝い金が支給できるよう改正するものであります。

主な内容は、現在、第3子以降に30万円を支給している出産育児祝金を第1子から10万円を支給とするものであります。

議案第10号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日から国民健康保険制度の改正に伴い、県と市町村が運営主体となること及び地方税法施行令の一部が改正されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、国保の広域化により、市町村ごとの所得、人口、医療費水準に応じた国民健康保険事業費納付金が算定され、標準的な収納率をもとに標準保険料率が県から示され、これを受け、示された納付金を充足するための御宿町の所得割の率及び均等割額並びに平等割額の金額の改正、基礎課税額の限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しを行うものであります。

なお、本条例案につきましては、去る5月28日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

議案第11号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、準用している厚生労働省令指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正にあわせ、関係条文の改正を

するものであります。

主な内容は、地域密着型サービスの事業のうち、小規模多機能型居宅介護を行う者の指定基準に、病床を有する診療所を開設している者を加えるものであります。

議案第12号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、準用している厚生労働省令指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正にあわせ、関係条文の改正をするものであります。

主な内容は、指定介護予防事業者と障害福祉の支援者や医療機関との連携強化及びケアマネジメントにおける公平中立性の確保を図るための規定等を加えるものであります。

議案第13号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則に準じ、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の定義に、資格更新研修を修了した者を加えるものであります。

議案第14号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算（案）（第1号）については、第4条予算、資本的支出に2,053万2,000円を追加し、資本的支出の総額を4,811万4,000円とするものであります。

内容といたしましては、御宿町浄水場の原水流入電動弁の工事と第1配水池水位計の工事に対応するものであります。

議案第15号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（案）（第1号）については、歳入歳出ともに1,819万1,000円を追加し、補正後の予算総額を37億5,587万3,000円とするものであります。

本補正予算案では、出産育児祝金の制度改正に伴う予算措置を行うほか、地域医療の充実に向け、国保国吉病院が今年度から開始した千葉大学と連携して行う寄附講座の開設に伴う負担金の増額を行います。

また、オリンピック・パラリンピック施策の一環として、日本バレーボール協会との協力、連携を図り、より魅力ある観光地に向け施策を進めるほか、町内運動施設の機能向上にも努めます。

このほか、3月の大雨の影響による河川災害の復旧対応や教育振興活動事業、公共施設の維持管理など、緊急かつ必要性の高い事業に対して予算を配分いたしました。

なお、財源につきましては、地方債制度の活用や基金の繰り入れを行うほか、収入の不足に対しては、平成29年度からの繰越金を追加して対応いたします。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、議決をいただけますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

続きまして、諸般の報告をいたします。

3月10日にリズム体操の発表会、中央国際高校御宿校卒業式に出席いたしました。

12日に国保国吉病院正副管理者会議、13日に御宿中学校卒業式、同日、布施学校組合議会臨時会、15日には布施小学校卒業式、つるし雛めぐり案内ボランティア活動反省会に出席いたしました。

16日には御宿小学校卒業式、19日に国保国吉病院議会定例会、防犯まちづくり推進協議会に出席いたしました。

22日には千葉県障害者施策推進協議会に出席、23日に例月出納検査、総合教育会議に出席し、24日、大多喜町においていすみ鉄道開業30周年記念式典、25日には御宿児童合唱団おさらい会に、26日に認定こども園卒園式に出席いたしました。また、ビーチバレーボール実行委員会に出席いたしました。

27日には農業再生協議会、28日にいすみ鉄道取締役会、いすみ農協通常総会に出席し、29日に月の沙漠記念館運営委員会、30日には教育委員会の合同離任式に出席いたしました。

4月2日には職員の辞令交付と教育委員会合同着任式、4日には認定こども園入園式、6日には御宿中学校入学式、春の交通安全運動出陣式に出席しました。

9日には御宿小学校、布施小学校の入学式に、10日には中央国際高等学校入学式に、また、11日は全員協議会、12日に中央国際高等学校御宿校の入学式に出席いたしました。

13日、中房総観光推進ネットワーク協議会総会、17日に議会運営委員会、18日に固定資産評価委員会、19日に市町村長特別セミナーに参加し、20日に関東ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会に出席いたしました。

21日には、御宿中学校PTA歓送迎会、22日に消防団統一訓練、23日に例月出納検査、24日に御宿町身体障害者福祉会総会、御宿町商工会青年部通常部員総会に出席いたしました。

25日には、区長・区長代理合同会議、土木委員会議、衛生委員会議に出席、27日には、つるし雛めぐり実行委員会反省会に出席いたしました。

5月2日には、御宿小学校児童愛護会歓送迎会、8日には夷隅郡市小中学校教頭会歓送迎会に出席いたしました。

9日には、茂原・一宮・大原道路建設促進期成同盟会総会に出席いたしました。

10日には地域おこし協力隊採用試験、12日に御宿布施地区PTA表彰祝賀会及び歓送迎会に、16日には「小さな親切」運動御宿町支部総会に出席いたしました。

17日に高山田地域保全会総会、19日に御宿中学校運動会、日本ライフセービング協会全日本プール競技選手権大会に出席いたしました。

21日には御宿町国際交流協会役員会、御宿町商工会通常総会、22日に関東町村会トップセミナー、24日に例月出納検査、県において市町村長会議に出席いたしました。

25日には御宿町観光協会通常社員総会に出席しました。26日には布施小学校運動会、28日に国民健康保険運営協議会、29日にいすみ鉄道株式会社取締役会及びいすみ鉄道活性化委員会に、30日に御宿町国際交流協会総会に出席いたしました。

6月1日には千葉県町村会定例会、2日に消防ポンプ操法大会出場分団激励会、4日にはプール運営委員会、午後より議会運営委員会に出席いたしました。

5日には青色申告会御宿支部総会、6日に幸せリーグ総会交流会に、7日には御宿町民チャリティーゴルフ大会開会式及び表彰式に出席いたしました。

8日にはいすみ交通安全協会総会、9日には御宿小学校運動会、12日にはいすみ鉄道株主総会に出席いたしました。

そして、本日6月定例会議会を迎えたわけではありますが、日本・メキシコ学生交流プログラム事業につきまして、3名の議員さんより質問通告をいただいております。

3月定例会議会におきまして、本事業予算削除に係る修正動議が提案されまして可決となりましたが、御宿町にとって非常に大切な事業と考え、御宿町主催により事業実施を行いたいと考えております。

議員の皆様方には、産業振興や公共施設の有効活用、子育て支援や高齢化対策への予算の適用をというご指摘をいただいている中、町の予算を使うことなく、包括連携協定を結ぶ千葉工業大学のご厚意とご支援により本事業を実施の予定であります。

また、駐日メキシコ大使様には、お会いするたびに、すばらしい事業ですねと激励の言葉をいただいております。

議員の皆様方には、何とぞご理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、3月の定例議会におきまして瀧口議員より一般質問のありました6項目について、ご報告をいたします。

1つとして、御宿町長、御宿町が任意の民間団体で行われている日本・メキシコ学生交流プ

プログラムに係る活動、業務を中止、停止をさせることができるのかということにつきましては、御宿町、御宿町長が業務を中止、停止したのではなく、実行委員会の中心メンバーが実質的に抜けたということで、実行委員会がおのずから活動業務ができなくなったということでありませ

す。
2つとして、行政処分、不利益な処分と結社の自由との整合性の是非についてということですが、このことにつきましては行政処分という捉え方ではないと考えます。実行委員会という団体が中心的人材を欠かすことになり、おのずから活動業務を継続することができなくなったということでありませ

す。したがって、不利益な処分を行ったということではありませ

せん。不利益な処分を行っていないということで、理論上、結社の自由との整合性はございませ

ん。
3つとして、事実確認、裏づけがないまま事務を行うことに問題はないのかということでありませ

す。4つとして、実行委員会組織としての失地回復の方法についてということですが、不利益な処分を行っていませんので、失地回復の方法はありませ

せん。
5つとして、公開の場で多くの関係者、団体が名誉をおとしめられ、人権を踏みにじられたことについてどのように対応するのかということについては、これまで申し上げてきましたが、私の言動によって関係者の方々が名誉をおとしめられ、人権を踏みにじられたということであ

れば、全く遺憾であるということでありませ

す。
6つとして、この一連の責任はどこにあるのか、また、不利益の回復についてはどのように対応するのかということについては、あえて言うならば、この事業にかかわった関係者がそれぞれ責任を負っているということでありませ

す。
以下については、2つ目の質問でお答えしたとおりでございます。

以上で報告を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

緊急質問をさせていただきたいと思っておりますので、お計らいください。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君から緊急質問したいと同意を求められました。

質問趣旨の発言を許します。

簡潔にお願いいたします。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口。

議長の許可がありましたので、質問の趣旨を申し上げたいと思います。簡潔にという話なので、割愛して申し上げます。

石田義廣通信第10号、6月10日号。

平成30年度一般会計予算から日本・メキシコ学生交流プログラム事業が削除され、30年度は事業がないと思っておりました。しかしながら、この石田通信によれば、予算のない状態で2月から公募、選抜が進められている。また、この7月2日から8月1日までの日程で30日間と決定しております。今日は6月13日でございます。あと十数日しかありません。大変急ぎの案件でございます。

議員の誰もが知っているのでしょうか、このことを。町の皆さん、職員の誰がこれを理解しているのでしょうか。どこの会社が学生を募集し選考しているのでしょうか。あと数十日なのに、実施計画も、行程も、契約も、予算も全く示されておられません。この議場で知っている人が何人いるのでしょうか。いたら答えていただきたいくらいです。あと十数日しかありません。本当に緊急の課題でございます。

また、その通信の中に、メキシコ側から、実行委員会方式はいろいろと問題があり、このまま事業を継続できないと断言されたとあります。また、実行委員会が現在も大変苦しんでいる中、傷口に塩をすり込むような卑劣な言動がなされています。

3月8日に議長から提出されました6項目も今答弁がありましたけれども、全く同意しがたい報告でございました。このまま人の尊厳を傷つけられたままでいいのでしょうか。御宿のすばらしさに魅せられた移住者家族です。本当に心が裂ける思いでございます。一日も早く平穏な生活を私は取り戻してやっていただきたい。以前の暴言も解決していない中で、また御宿中に石を投げました。一刻も早く安寧な生活を願うばかりです。議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。本当にメキシコの話は全くわかりません。緊急の状態でございます。ぜひご賛同願えればと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ここで議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） 休憩前に1番、瀧口義雄君から緊急質問をしたいとして同意を求められました。

したがって、1番、瀧口義雄君の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

1番、瀧口義雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、1番、瀧口義雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは可決しました。

◎緊急質問

○議長（大地達夫君） 追加日程第1、緊急質問。

緊急質問の制限時間は無制限ですが、質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、緊急質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、発言が緊急を要しないと認めた場合は、会議規則第62条第2項の規定により制止しますので、ご注意ください。

1番、瀧口義雄君の発言を許します。

1番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（1番 瀧口義雄君 登壇）

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。賛成していただいた議員の方に感謝申し上げます。

それでは、緊急質問をさせていただきます。

町長から今報告がありました。そういう中で、まず総論を申し上げ、それから質問の詳細を聞いていきたいと思えます。

それでは、まず総括な意味で述べさせていただきます。

地方公共団体の議会という崇高な場で、個人を名指しし、名誉を毀損することは町長の見識を疑う行為であること、なおかつ、その証明を第三者にかぶせ、証明を拒否する行為は町長としてあるまじき行為ではないか。今の発言も同様でございますし、通信の文書でも同じようなことが書かれております。

2、2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業は、平成30年第1回定例会に係る予算の全てを削除されました。にもかかわらず、予算審議前の2月から募集事項が行われていた。これは総計予算主義、現年度主義という自治法を逸脱する行為ではないか。

地方自治体において、年度をまたがる場合は、事業の一貫性を保つために繰越明許など一定の手続きが必要とされているが、なされていないこと。

募集に千葉県を初め公的団体名が後援されるとなっております。許可がどのようになっているのか。少なくとも、ない事業に後援の許可はとれないのではないのでしょうか。ないとすればこの募集はどういうことになるのでしょうか。

今、議長の許可を得て貝塚議員が掲示していますけれども、同時に募集ポスター等に各種団体のロゴが掲示されていますが、許可がなければ知的財産権の侵害の疑いがあること。募集事務が海外で行われているとすれば、議決がない地方公共団体の事務を海外で委任できるのでしょうか。その委任事務について詳細な答弁を求めたいと思います。

受託したものは個人か団体か。募集のホームページを見ると、頭文字がHの名前が記載されています。これについてもまた関係者のご答弁を願いたいと思います。

ツアー募集は、国内においては旅行業に関する免許が必要と思われる行為と思いますが、外国ではどうかという話はまた別の話でございます。この2つに出てくるA氏は同一人物ではないか。このA氏は、町長が介添えした岩和田の神社で結婚式を挙げた人物ではないのでしょうか。実質的な仲人だと本人が言うておりましたのでそうございましょう。類するところ、これらの行為は一般的に共謀罪と呼ばれるものではないのでしょうか。

4、町長として残された仕事は、今2つではないかなと。1つは、メキシコの将来を嘱望される青年をこの事件に巻き添えにしてはなりません。そのため一刻も早く2018年度の事業中止を明言して被害を最小限に食い止めるのが賢明な話ではないか。この2つはこれら町長の行為を償うものです。

これが総論です。

詳細については今読み上げますので、町長の言う学生交流事業の正式な名前を教えてくださいたいと思います。2018年日本・メキシコ学生交流プログラム、ネットに載っていましたが、

これが正式な名称でよろしいのでしょうか。

主催する者を教えていただきたい。協賛する者を教えていただきたい。後援する者を教えていただきたい。後援要請及び許可に関する文書を提出していただきたい、申請と受諾書ですね。この事業の事務局を教えてください。募集は誰が行うのか教えてください。役場職員が行わないとすれば、どういう権限で行うのか教えていただきたい。募集を始めた時期について教えてください。申請書の受け付け開始時刻と応募の締め切り日を教えてください。選考基準を教えてください。合格した人と発表した期日を教えてください。判断基準を教えてください。誰が判定したのでしょうか。その判定人は誰が選任したのでしょうか。

参加費用2,650 U S ドルと書かれております。参加費用の詳細、内容ですね、それと使途等々、後でお聞きします。

それでは、具体的に誰が行っているのか教えてください。

日本での実施計画について教えてください。行程表、契約関係、予算関係を読み上げて提出してください。来日し帰国するまでの詳細なプログラム、日程表ですね、提出してください。あと十数日で、まだ議員のもとには届いていませんし、職員に聞いても、ないということでございます。

プログラム実態に係る団体や個人などを具体的に教えてください。今名前を挙げましたがけれども、千葉工業大学の協力内容を具体的に教えてください。平成23年度の日本メキシコ学生交流事業の事業費用230万円の手当てに見通しが立ちと言われました。具体的に教えてください。どのように、千葉工大がいつ御宿町の会計に振り込んで、その確約書、誓約書等お願いしたいと思います。それと、この230万円の詳細、それをお聞きしたいと思います。何にどうやって使うのかということ、これは御宿町が事業主体で主催者ということなので、それを読み上げて、230万円の内訳をお願いしたいと思います。

御宿町が主催しているのであれば、会計処理の方法と実施後の会計報告を求めます。

これが質問の詳細です。

それでは、町長、この名称は2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業でよろしいですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） よろしいです。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そうしましたら、順次聞いていきたいと思います。

まず、予算関係において、田邊企画財政課長へ、平成29年度予算にこの第5回日本・メキシ

コ学生交流プログラム事業の学生選考委託費はありましたか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ございませぬ。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

3月20日に修正された平成30年度一般会計予算が可決成立いたしました。平成30年度一般会計予算に第5回日本・メキシコ学生交流プログラム事業費は計上されておりますか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ございませぬ。

○1番（瀧口義雄君） 次に、答弁の人を先に言っちゃいます。大竹総務課長、田邊企画財政課長、殿岡産業観光課長へ質問でございます。

修正動議で、第5回日本……略します……の事業費が30年度一般会計から削除されたことについてお聞きします。この場合、職員、公用車、広報等、公的なものは使えないと考えてよろしいのですか。

もう一点は、これは企画財政課長にお聞きしたいのですが、専決処分予備費の流用は可能ですか。

以上、すみませぬ、1人ずつ。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 1点目の職員、公用車、広報等については使用できないことと考えております。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 専決処分予備費充用はできないものと考えております。

○1番（瀧口義雄君） 公用車、職員等は。担当課長。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） できないものと考えております。

○1番（瀧口義雄君） 会計室長へちょっとお伺いします。

平成29年度会計で、第5回日本学生プログラム……略しますけれども……メキシコ学生選考事業に支出はありましたか。

○議長（大地達夫君） 岩瀬会計室長。

○会計室長（岩瀬晴美君） ございませぬ。

○1番（瀧口義雄君） もう一点、この第5回の今進行している日本・メキシコ学生交流プロ

グラムに関して、本日6月13日までに支出、歳入はありましたか。日本の個人、法人、機関、また外国からありましたか。

○議長（大地達夫君） 岩瀬会計室長。

○会計室長（岩瀬晴美君） ございません。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

私の一般質問の添付資料がついておりますので、ぜひご参照ください。第5回千葉県御宿町における日本・メキシコ学生交流プログラム、2018年参加募集のお知らせ。

総務課長、企画財政課長、産業観光課長、横山副町長へお伺いします。この募集、学生選考事業にかかわりましたか。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） かかわっておりません。

○1番（瀧口義雄君） 順次、すみません。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） かかわってございません。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） かかわっておりません。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） かかわっておりません。

○1番（瀧口義雄君） では、この募集参加のお知らせはこの課が担当したんでしょうか。町長、誰も担当していないということで。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つ、今ずっと、初めからご質問いただいていますけれども、ある程度のところ区切っていただけますか。

○1番（瀧口義雄君） 区切っているじゃないですか。あなたに言われる必要はないんですよ。議長の裁量です。議長がとめれば私はとめます。あなたは言う必要はない。あなたは答弁だけです。議長が区切れと言ったら私は区切ります。議長の指示はありませんので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私のほうから議長にご要望なんですけど、余り長いとやはりなかなか答えにくいので、ある程度のところ区切って、ひとつひとついきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（大地達夫君） 今までのところ区切る場所がなかったので、そのまま進めてください。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

では、この参加募集はどこが担当したんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今までの質問を幾つか答えます。

○1番（瀧口義雄君） それは聞いていないよ、町長。

議長、この質問に答えていただきたい。後で発言の場所は議長がつくるでしょうから、この質問に答えていかないと戻ることになりますし、また違う話を私もしなきゃいけない。議長の指示に従ってください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件につきましては、これまで町主体でやってきた第2回が済みしておりますけれども、同じような方法でこの事業に関する協力を、メキシコにある任意グループとといいますか、団体で協力をお願いしてこのようなことになっております。

○1番（瀧口義雄君） すみません、団体名、個人名、お願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども出ておりますけれども、代表者は、元メキシコ大使館にいらっしやいました一等書記官文化担当官という方でございます。

○1番（瀧口義雄君） ほかの団体、団体と言いましたから団体名。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） グループということでございますが……

○1番（瀧口義雄君） じゃグループ名。

○町長（石田義廣君） この事業に関するグループということで、メキシコの方が3名、日本人の方が3名、6名で加わっている団体となっております。

○1番（瀧口義雄君） それはメキシコと日本で仕分けしてください。全く見えません、3名いる、6名いると。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は個人名を申し上げる必要はないと思います。代表が先ほど申し上げた方でございます。

○1番（瀧口義雄君） それでは町長、これはちゃんと出ているんですよ、名前が。私はスペイン語は読めませんが、Aと書いてあります。創作者とこれは訳してくれました。何で

隠す必要があるんですか。ネットで世界中に知っているんですよ。ネットで世界中に知れて、この議場で言えないんですか。その理由を教えてください。グループの人は個人でしょうけれども、この事業をやっていると。ネットに載っていてここで言えないというのはちょっと理解不能です。何か隠す必要があるんですか。私が読み上げても結構ですけども、スペイン語を読めませんので。

議長、答弁をお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 個人名が全員ここに掲載しているというのは、ちょっと私、確認して……

○1番（瀧口義雄君） いや、全員とは書いていないですよ、Aの人ですよ。元書記官の人はちゃんと名前が載っていますよ。

○議長（大地達夫君） 代表者ということで。

○町長（石田義廣君） 全員は出ていないんじゃないですか。

○1番（瀧口義雄君） そういうことを聞いていないじゃないですか。その人の名前を聞いているわけですよ、元書記官の。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 代表者は、この議論のずっといろいろと対象となっております、アレハンドロ・バサーニェスさんという方でございます。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

ネットの一部ですけども、主催、御宿町役場、日本・メキシコ学生交流プログラム事業、郵便番号がついて、千葉県御宿町須賀1522、御宿町役場産業観光課で、電話番号とメールが載っております。

4月に人事異動がありました。担当課長が新しくなりました。この募集業務は既に2月中旬から実施されているという町長の発言もございました。前任者から指示がありましたか、引き継ぎの。それと契約、実施した事業について何か引き継ぎはありましたか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 引き継ぎともにございませぬ。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

第5回の募集選考業務と今言われましたけれども、どこの企業、グループだということで、御宿町はいつ契約したのか、その契約内容を説明してください。これはどこの課も担当していな

いという異常な話ですけども、この募集内容についてどのような協議、調整がなされたのか説明をいただきたいと思います。誰がやったかという、もう町長しかいませんので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この事業は継続をして実施するという方針といいますか、考え方は常に申し上げてきております。そういう中で今まで産業観光課が担当してきております。

そして、このたび4月に担当課長がかわりましたけれども、この事業を実施するということの旨はいつもお話をしておりますので、そういうことで、この事業について、私はやはり担当課は産業観光課であるということで、当然のことながらこの事業にかかわる事業の担当として考えておるし、事業をやってもらわなければいけないと考えておるわけでございます。

○1番（瀧口義雄君） そうしましたら、担当課が指示も引き継ぎもしていないという、予算のない事業はできない、担当できないという考えがございましてけれども、それは後で聞きますけれども、今答弁が漏れています。契約内容、この募集内容についてどのような協議、調整がなされたのかと。担当課、あとほかの職員も関与していないという中で、どのような調整、協議がなされて、これは委任事務でございまして、契約内容を読み上げてください。後で書類を、議長、提出してください。今は読み上げで結構です。

議長、ちょっと腰が痛いので座ってもいいですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この事業に関しまして、これまで町主体で2回行ってありますが、このような広告募集等につきましては、この事業に関する協力ということでお願いしてございます。そういうことで、これまでに契約とかそういうものはいたしておりません、書類上はですね。しかしながら、お話の中で合意ということの中の契約、一般的には書類上の当然契約もありますけれども、話の上の合意ということで、それは一つの契約行為にあたるかと考えております。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） それでは、この選考業務に、3回、4回目ですね、町がやったのは。町の予算、経費、お金が払われていないんですか。これもただですか。お金の出るものは予算が必要です。計画事業書もろもろ、御宿町では手続が必要でございまして。全く町とのどういう契約でこの人はやっているのか見えないじゃないですか。6人いると、町の事務を預けたと、契約書もない、これが行政のすることですか。

普通、手続が必要ですよ、町の業務を扱う。もっと言えば、後から出てきますけれども、お

金も動いていますよ。そういうものに対して契約も事務内容も全く……。今発表してください、契約と事務内容、あと予算は今までかかっていますから、これはかからないんですか、それをお聞きしたい。今後も支払わないんですね、これに関しては。

とりあえず町の委任業務で、参加者が現金をここへという話は今後聞いていきますけれども、それで向こうの学生のお金を取り扱っているのではないか、これは後で確認しますけれども、どういう団体でどうかと、1人だけで、どこにその団体の組織があるんですか。まず組織の、グループの所在地を教えてください。日本と外国。5名ですね、6名は今おっしゃいましたから。

契約書。契約書のないものなんか委任できないですよ。町長の言われる町が事業主体で主催者だと、相手もわかりませんと、契約書もありませんと、これでは世の中通らないですよ。

また公金を、公金とは言わないでしょうけれども、学生のお金を扱うと、要するに金銭取り扱いの場合は、御宿町役場ではちゃんと承認が必要です。一般の職員でも、税務課でなくても。これは参加者の、メキシコの学生の子女のお金を扱う団体なんですよ。取り扱っているんですよ、今までは取り扱っていなかった、今回は取り扱っているんですよ。

これは議会ですよ、町長。あなたしかいないんです。ほかの人だったら、お金のことなら会計室長とか田邊課長に聞けばいいんですけれども、全く知らないと言っているんですもの。答弁をお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今までもメキシコにおいて今年と同じように取り扱っております。そういう中で、冒頭からの関連に少し関係しますけれども、この事業は予算の収入、支出がなくても主催としてできるという私は判断の中で、この事業をここまで進めてきたということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 何か今とんでもない答弁が出ましたけれども、予算がなくても事業を執行できると。これはとりあえず後で質問していきますけれども、先に進みますけれども、これは答弁は必要ですよ。後で書類を提出してください。議長、お願いします。よろしいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） そういう中で、まず募集内容についてお聞きしていきたいと思っております。

7月2日に来るというのはもう公表されておりますけれども、第5回日本・メキシコ学生交流プログラム事業の実施事業計画、実施要項、規約、見積書、予算関係書、契約書、行程表、簡単でいいですから読み上げて、後で議長、書類を提出していただければと。行程表もない、

町主体の事業で主催です。これ議場の中で知っている人は誰もいません。どこへいつ来て何するかと、どこへ泊まるのかと、どこで文化事業あるのかと、どこで研修するのか全く、あと十数日ですよ。何をやっているんですか、町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 確実な日程はちょっと手元にありませんが、ある時期にですね……

○1番（瀧口義雄君） ある時期じゃないでしょう、あと十数日後ですよ。考えてみてください。

○町長（石田義廣君） 今、発言中ですよ。

○1番（瀧口義雄君） ごめんなさい。

○町長（石田義廣君） 何日か前、日にちはちょっと記しておりませんが、この事業についての現在の状況とか、その時点でわかっている内容を、皆様方に議員協議会を開催してくださいと議長を通してお願いしましたところ、議会事務局から回答として、この事業は予算がないので決定しているから、もう聞く必要がないと、聞けないと、そういうお答えをいただきましたので、説明する機会はそこで失われております。

（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 事業がないのに幽霊の話は聞けないですよ。そういう中で、そこで説明するという予定があったというのとは別に、今私が質問しているんですから、これは提出してくださいよ。事業実施は決裁判から全て必要ですよ。これは町が事業主体、町主催ですから。今、こちら側も向こう側も何も持っている人はいません。これが歴史ある400年の重みのある事業ですか。何もない、誰も知らない、知っている人は手を挙げて私に説明してくださいよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 少し変わるかもわかりませんが、最終決定ではない状況ですけれども、現時点のスケジュール表は作成してございます。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、それは議長、後で。あと、今私が質問したものについても同様をお願いします。

次に募集内容について、協賛、ANA、後援、日本外務省、在日メキシコ大使館、千葉県、日墨協会、それと今、隣の議員が議長の許可を得て見せたものですね。この依頼書の写し及び受諾書の写し、簡単でいいですから、いつ申請していついただいたのかと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この事業を4回行っておまして、1回目、2回目は実行委員会方式ということで、3回目、4回目は町が主体で行ってきておりますが、これまでの慣例といいますか、状況の中で、1年1年に、事業が終わりますと、およそ1、2カ月ぐらいの間で実績の報告書ができ上がります。そういうことで、その関係団体あるいは後援、協力団体にお届けした際に、皆様方、いい事業ですねと言っておきましておられますけれども、そのときに、今後とも継続して実施したいと考えておりますので、引き続きご後援をお願いしますということでこれまで来ております。そういう中で、実際にその年の事業が終わって報告するのは、およそ年内に行われるんですが、それで年が明けまして事業がだんだん近づいてくると、間近になったとき、後援申請書をつくってお願いに行くと許可を得ていると、そういうような状況でございます。

○1番（瀧口義雄君） では、後援申請書を提出してください。

前年度に頼んだのはお願いで、公的なもの、これは町ですから、それは依頼書を出して受諾書。今言いましたから、それは議長、金庫に入っているんでしょうから、後で休憩のときに提出してください。

公的機関、これは毎年申請しなきゃいけない。例えば外務省、外務大臣はかわっていますから、それは当然の話です、公的機関でしたら。また町も公的機関ですから、申請、後援とか協賛の名前を挙げるときは当然そうでございます。

副町長、県でもそうですよね。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） そのとおりでございます。

○1番（瀧口義雄君） ということです。

次に、掲載のポスターはどこに誰が依頼し、この審査はどこでやったのか。何枚作成して経費は幾らなのか。これは2018年になっていきますので今年のやつです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げまして、携わった方々は元一等書記官を代表として6名でございますが、内容につきましては、今言われました詳細については、私は現時点では把握しておりません。

○1番（瀧口義雄君） 現時点でポスター依頼をどこにしたかと審査もしていない、誰もやっていない、経費が幾らかかったかも知らない。どうするんですか、これ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この内容について、ご協力をお願いしているわけですが、この……。

○1番（瀧口義雄君） では、もう一度読み上げましょうか。ポスターはどこが誰に依頼して、審査はどこの課が担当したのか。何枚作成し、どこへ配布したのか、経費は幾らなのかと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このポスター、募集要項等につきましては、メキシコ側のグループの皆さんをお願いしてございまして、町職員は携わっておりません。

そういう中で、先ほど出てきましたけれども、今回の募集要項につきまして、2,650ドルというお一人の参加料がございます。そういう中で先に確認いたしましたが、航空運賃が……

○1番（瀧口義雄君） いや、そこまで言っていない。ポスターは誰が依頼して誰かと。2,650ドルについては後で聞きますから。飛ばないでください。

○町長（石田義廣君） ですから、ポスターとか募集要項は、今申し上げました代表者のグループをお願いしてあります。枚数とかそういうことは任せておりますので、詳細は把握しておりません。

○1番（瀧口義雄君） 事務上全く不可解ですよ。こんなことはあり得ない。誰が何しているのかも全然知らない、途中経過もない、これが行政の仕事ですか。誰がやっているか、何やっているか審査もしない、職員も知らない、議会なんか全くもう、蚊帳の外じゃなくて場外ですよ。これが全世界に配信されているんですよ。ノータッチということですね、全然金額も行き先も何も全く知らないと、6人に任せたと。任せたとこのなら依頼書を出してくださいよ。議長、後で依頼書を提出してもらってください。

これは大切な事業だと本人が言っていて、担当課長は全く関係ないというか、知らないということなので、これに関するポスター、あと募集の要項ですね、これに関する契約書、依頼書等々お願いします。休憩の後お願いします。

○議長（大地達夫君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前10時50分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き緊急質問を続けます。

(午前11時03分)

○議長（大地達夫君） 瀧口君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

先ほどの協賛、後援につきまして、これは許可をとってないでやったというのはちょっと問題があるんじゃないですか。全然とっていないと。町はいいですよ、御宿町ですからあなたが。千葉工大も包括協定をやっていますからそれはいいですけども、ほかはとっていないと、申請していないと、担当課も。町長もしていないと。これは何にあたるんですか、それをお聞きしたい。

当然、御宿町が責任も、出している、あるいはネットですね、当然とってあるという、行政ですから、また外務省ですから、当然そういう許可をとってあるという前提で、信頼のおける外務省、千葉県、御宿町、大学、日墨協会等々載っているんですけども、ないと。

もう募集は終わっちゃっていますよ。終わっちゃって今からとったって何もないですから。これを見ればもう募集は終わって、あなたのパンフレットによれば7月2日に来ると。1日には飛んじゃいますよ。信用の裏づけですよ、なくてどうするんですか。まずこれを教えてくださいよ。どういうことなんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申しあげましたように、その年度の事業が終わった段階で、各団体には承諾といいますか、内諾をいただきまして、またある時期までにはいただいております。ただ、具体的な申請書については、これまでも今までの状況ですと、事業が近くなってきてから提出するという形であります。ここに掲載しております各団体については、そういうことで承諾はいただいているということでございます。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえないんですけども、いただいておりますか。

○町長（石田義廣君） はい。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、承諾書を出してくださいよ。

ちょっと待ってください。年度終わりにみんなかわるんですよ。申請書は千葉県でも外務省でもみんな必要でございます。それは口約束で、そういう形で来年来るからよという話はあるかもしれないですよ、世の中。これは公的な機関です。申請をもって、依頼書をもって、内示あるいは確認書、承諾書等々あって初めてそうなんですよ。

それを、来年もやるからよと。来年予算がついていないじゃないですか。今年の予算がついていないのに、あなたは事業ができると大変立派なことを言っていますけれども、確認書がないんですよ、承諾書がないんです、これはどうするんですかと。フライングとはいいませんよ。

これはもうフライングじゃなくて確定していますから。公的機関の名前を勝手に使っているんですよ。違うというなら確認書を出してくださいよ、承諾書を出してくださいよ。出さずに世界的にネットで出しちゃっているよ。

それは、隣にいる人に聞けばよくわかります。これがどういう問題かというのは答弁してくれましたから、県では出していないと、外務省も出していないと。外務省で承諾していないのに出ているという話を聞いていますよ、クレームを。これどうするんですか。予算もない、何もなし。あなた予算がなくてできると言っていましたから、そうじゃないんですよ。自治体というのは、予算があって事業が執行できて主催者になれるんですよ。これは後にしますけれども、まずこれについて答えてください。もう日本の言葉で言うと後の祭りでございます、募集も終わってネットに載っちゃっていますから。

7月1日に飛んできます。これはどうするんですかと聞いているんですよ。この募集事業は終わっていますから、途中なら変更もできるし、追加もできます。この募集に関しては期日が切れちゃっていますから、追加は無理でございます。世界に載っているんですね。あなたとその6人のグループでやったことじゃないですか。役場の職員、全然関知していないと。まずこれから解決してくださいよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、その年度の事業が終わりますとご報告をさせていただいて、そのときに、余りにもすばらしい事業なのでぜひということをお願いして、後援を引き続きお願いしてございます。

そういうことでこの事業を進めてきておりますが、3月20日の第1回定例会議会において、修正動議に係る予算が未承認、承認されなかったということがございましたから、その後に間もなく、何日か後に外務省とメキシコ大使館あるいは千葉県を訪れまして、その3月20日の現状をお話ししました。こういうことでございますけれども、町は可能であれば引き続き行いたいと思いますので、どうかご後援をお願いしますということで、外務省とメキシコ大使館においては、何らかの形のご後援をご承諾いただきました。千葉県については、なかなか難しいですねというような状況があったことは事実でございます。外国の団体については、先ほど申し上げました現地の方にお任せをしております。それはきちんと承諾をとっておるということでございます。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。それでは、日墨協会の承諾書は議長に提出して、お昼休みをお願いします。

それで、今言いましたけれども、お願いで、世の中は済むかもしれない、行政は済まないですよ。そちらにいらっしゃる課長たち、お願いで全部やっていただけますか。頼むよ、これで済みますか。申請主義ですよ、書類主義なんですよ。

これから御宿町は、頼むよで、去年もやったからそれでいいっぺよという感じでいいということで、御宿町はそれでよろしいんですね。それなら私はそれで納得しますよ。以後、御宿町は、去年やったから今年も頼むよと、大変効率的な町になりました、あなたはそれを言っているんですよ。

お願いして、じゃわかりましたからと、事務官はそれで時期になったら申請するんですよ。これは後援とか何とか言っているけれども、終わっちゃっているんですよ。あなたは3月20日と言いましたけれども、これは2月の中旬に出ているんですよ。後追いじゃないですか。後追いです、言いわけにならないですよ。3月20日に行ってお願ひしたと、もうその前に出ちゃっている。ラーメン食っちゃっているんですよ。これはどうするんですか。私はそれを聞いているんですよ。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、今ので3回目です。ご承知おきください。

○1番（瀧口義雄君） 答弁していないじゃないですか。答弁を言ってください。

○議長（大地達夫君） 繰り返しています。

○1番（瀧口義雄君） じゃこれが最後だ。この答弁はお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 同じ答弁を何回かしておりますけれども、事業の開始、広告宣伝につきましては、各団体の承諾を得て、書類上ではありませんけれども、書類上については、この事業が間近になったときに申請を出して、お願いしてきたということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 要するに申請書類もない、受諾書もない。それで3月20日以降。じゃ、あなたは予算がなくとも事業ができていると。出したんですか。あなたは予算がなくとも事業執行できると。終わっちゃっていますけれども、これは出したんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そういうことで、全体予算関係につきましては、関係団体の協力によりお願いしてございます。そういう中で……

○1番（瀧口義雄君） 議長、予算の話じゃなくて、これの最終確認です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この募集掲載については、幾分かの経費がかかっておるとは思いますが、

この現地において参加費用の中に入っていると伺っております。

○1番（瀧口義雄君） 町長、今、私は参加費用の話を知っているんじゃないんですよ。議長、答弁が全く違っていますよ。わかっているでしょう。全くメキシコとアメリカの話、逆の答弁していますよ。

私は、費用云々はこれからも聞きますけれども、ポスター費用は参加者からとっていると、今そう答弁なされました。これは後で聞きますけれども、そんなことは今まで記憶がないんですよけれども、参加者がこの費用、経費を払うんですか。それは後で聞きます。とんでもない話を言っていますよ。

そういう中で、この募集、パソコンの所有者、どこで誰が応募を受け付けていたのか、合否の判定、誰がどのような基準でしたのか、資格はと。今言った元書記官の身分ですね、どこの機関に属していて、前は大使館で公人でした。個人情報の保護、扱いはどうなっているのかと。

もう一度聞きますけれども、この募集事業に関して契約書も何もないんですか。これだけメキシコ人の大切な資料を取り扱う個人情報です。まず個人情報はどう取り扱っているのか、合否の判定は誰がしたのか、その選定人はどうしたのか、どこで誰がどこに募集をかけているのか、町及び大使館はこれにどのようにかかわっていったのかと。前からさんざん言われているのは、大使館なくしてこの事業は成り立たないという中で、前は書記官で在籍していましたけれども、今の地位、職業あるいはどこの機関に属しているのかと、それだけ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この募集内容については、先ほど申しあげましたグループの皆さんに協力をお願いしたということでございまして、そして先ほど前任者からちょっと伺いましたが、かなり長期間にわたりますので、内容的にはほとんどボランティア要素が非常に強いということで、終わった段階で幾分かの謝礼をお支払いしていたということを伺っております。

○1番（瀧口義雄君） 個人情報の保護、それと合否の判定はどのような基準でされたのかとその資格ですね。それと、誰がどこで応募を受け付けたのか、パソコンの所有者ですね、計画書はあるのかどうか。参加者は2,650ドル、表示してありますけれども、それを払ってまた日本に来るといふ形なので、その辺を町主催の業務ですから、委託しているという話の中で、委託契約もないと、こんな業務があり得るんですか。私は、大使館員だったらそれは了解できます。今、大使館員ですか、私の聞くところによると、そういうところに属していないと。大使館の関与、町の関与、この募集要項に町がどの辺を関与したんですかと、おかしなものがいっぱい入っていますよ。今から聞きますけれども、とりあえずそれだけご答弁願います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 選抜基準につきましては、基本的にはやはり日本語能力にかなり重きを置くということは伺っております。そしてまた、人柄と申しますか、人格と申しますか、そういうものも加味して行っただと、電話による面接を行っているというようなことを伺っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 個人情報の件に関しては。個人情報の扱いに関しては、学生の。

○1番（瀧口義雄君） 質問に入っていますよ。

じゃ、議長、もう一回言います。今、世界でみんなそうです。応募した人の個人情報の保護をどうやって契約してあるんですか、御宿町と。これは一番大事なんですよ。

次は内部に入っていきますけれども、個人情報の保護、あと選定基準も全くわからないじゃないですか。あいうえおが読めるのか、漢字が読めるのか、どうするのかと。その判定をする人がどういう資格を持っているのか全くわからない。誰がどうやって判定して、判定基準、例えば先生学校いらっしゃいますけれども、どのくらい日本語がわかるのか、どういう基準でやるのか、漢字がどこまで読めるのか、そういう基準があるわけでしょう。判定人がどういう人間なのか、大学教授なのか、あるいは日本語の専門の学者なのか、そこらで日本で遊んだ人間なのか、全くわからない。その6人の資格、職業を教えてください。

文化的に携わっている事業がありましたら、例えば日墨協会働いているとか、大学で日本語を教えているとか、全く任せてあるんです、これは町の委託業務ですから。大切な子どもを選別する思惑が入っちゃいけないじゃないですか。去年か一昨年、テカマチャルコから応募しても落ちたと、姉妹都市の子が落ちちゃうと。何の話かちょっとわからなかったけれども、選定基準を明確に出してくださいよ。専門家がいますけれども、50点以下がアウトとか、50点以上がセーフだとか、その判定基準、判定した人、どういう資格があるのか。日本語がその人はどのくらい話せるのか、どのくらいあるのかお願いします。

それと、最初に言ったパソコン所有者、誰が持っているのか。企業が持っているのか、個人のパソコンなのか。

言っているのは、一番大切なのは個人情報をどうするんですかと。取り扱いの協定書は必要ですよ。協定書を提出してください。一番大事なものです。役場はセキュリティはしっかりしています。御宿町主催の事業で何名応募してきたかということは、町長は54名ということを行いました。それと10名が合格したということも言いましたけれども、個人情報の保護の協定書

を出してください。一番大事なものです。個人が取り扱っているんですか、それとも団体ですか、大使館ですか。それを読み上げてください。それで議長に提出してください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 答弁が重複しますけれども、今お願いしておりますのは任意のグループでございまして、代表が元一等書記官と、今まで経験も豊富ということで、人柄もすばらしいということでお願いしてございます。そういうことで、委託をしてするというものではありませんので、協力をお願いしているということで、ですから委託契約書等は存在しておりません。

○1番（瀧口義雄君） パソコンは誰のを使用しているんですか。

○町長（石田義廣君） パソコンは、代表格の先ほどの元一等書記官の方と認識しております。

○1番（瀧口義雄君） 要するに個人のパソコンでメキシコの子女のデータを持っていると。それで全くそういうセキュリティがないと。

私はなぜこれを言うかと。大使館員であったら公的な人間です。これは全くないじゃないですか。全くない人間に御宿町主催の事業が、何か資格があるとあなたは答弁していないんだよ。だからないと言わざるを得ない。あったら言ってください。この6名、どういう資格でどういう経歴を持っているのか、それをお聞きしたい。契約もないと、あなたが契約していないからだけなんです。契約しないと行政として成り立たないんですよ。

後で金を払っているとか何とか言いましたけれども、今年予算が幾ら入っているか、町長、知っていますか、削除されたこの関係。学生選考事業委託業務ですよ、委託費、委託なんですよ、これは。今年削除された、委託なんですよこの業務は。あなたが委託契約を結ばなかったと、それだけなんですよ。今までも委託費で出ているんですよ。業務委託ですよ。削られた予算書を見てください、業務委託です。あなたが勝手にやっておいて、勝手に頼んで、あなたが業務上の手続をしなかった、今年には特にあなたしかやっていないんだから。

今まではちゃんと予算が出ていたから、事務方が予算どおりやっています。今回は予算がない。でも、あなたは予算がなくても町の事業はできると言ってやっているんだから、でもこれは予算書を見ると委託費、委託業務です。町の業務ですよ。幾らか知っていますか、あなたが削除されたのは。あの人に聞くとかわいそうだから、17万円ですよ。そのくらいかかるという予想をして立てていたんですよ。委託費ですよ、これは。委託というのは委託契約ですよ。あなたが勝手に頼む話じゃないんですよ。町の事業だと言っているんだから、だから委託契約書を出してくださいよ。勝手に頼まない。

個人情報、一番大事なんです、これは。どうやってどう使われちゃうかわからない。町主催ですから、事業主体ですから、それを明らかにしてください。それじゃないと進まない。知っているのは、あなたとメキシコの元書記官しか知らないんだから。これは個人情報取り扱いの協定も結んでいないと、これで自治体のやることですか。出してくださいよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申しあげましたように、当初の予算に委託費は入ってございましたけれども、この関係は全て削除されておりますので、委託はもうしておりません。そういうことで協力をお願いしているということでございます。

個人情報につきましては、後ほど確認はさせていただきます。

○1番（瀧口義雄君） 議長、今の答弁、おかしいと思わなかったですか。これは2月に募集しているんですよ。予算削除されたのは3月20日でございますよ。おかしいですよ。2月の上旬にこれがネットに載っていて、事業をやっちゃった後、予算がなくなりましたと、こんな荒唐無稽な話というか、はっきり言って、それは答弁というか虚偽になりますよ。だって、2月の上旬に載って、これは前年度の事業ですよ、だから繰越明許しなきゃいけない。

石井議員が前回も注意喚起しています、議場で。これは9月でも12月でも補正を組んで、この事業費に対して充てないと、自治法上おかしいと。繰越明許でも補正でもいいから、予算をつけてやらないといけないという指摘は議事録に残っています。それをあなたがやっていないだけで、3月20日にやる話を、これは2月にやっちゃっているんですよ。委託費が削除されたと言いつけていますけれども、あなたが契約していないだけで、予算をつけていないだけだよ。言っていることが全くおかしいじゃないですか。これはちょっと修正してください。修正するか、訂正するか、まだこれ間に合いますよ。

議長、言っていることがおかしいです。2月のときに委託契約しなきゃいけない。予算がおろされたからしなかったじゃなくて、発注するときに見積書、契約書、支払い方法等々やって、この業務内容について契約するのが、日本のというより御宿町の業務です。そこにいる人たちはみんなやっています。やっていないのはあなただけですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このような事業は、国と国とにまたがる事業でございまして、メキシコ国も全土から募集ということで非常に広い。そういう中で期間もかかるということで、その年度の事業を、事前にいろいろな作業を、準備を進めるということについては、私は可能であると思っております。

○1番（瀧口義雄君） 可能でございます。石井議員が言ったように、補正が御宿町は組めるんですよ。9月の定例会もあります、12月もあります。必要なら臨時議会もあります。それは、わからないというのなら私もわかりますけれども、石井議員が言っているんですよ。あなたがやらなかつただけじゃないですか。あなたは予算提案権を持っているんですよ。執行権を持っているんですよ。あなたがやらなかつただけだから、こういう形になっちゃったんですよ。ほかの人は関係ないです。あなたが全部やっているんですよ。メキシコ全土だって、補正も組めるんですよ。議長に言えば1日で臨時議会を開けますよ。あなたが予算がなくても事業ができると言っちゃっているんだから。これは後で聞きますけれども、まずこれを答えてくださいよ。今言っていることが、簡単な言葉でガチャガチャですよ。再度。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今年度というのは4月から始まるわけでございますが、それを2月から準備に入ったということは、私は可能であると思っております。

そして、実際に3月に予算があのような形になりましたけれども、一つの準備作業として、これまでは予算をご承認していただきましたから、そういう形で来たわけでございますが、このたびは、準備作業は行いつつ進んだんですが、3月に予算が否決されたという状況でございます。そういうことで準備は私は可能であったと思っております。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 言っていることがおかしいけれども、大丈夫ですか。

というのは、全くさらならいいんですけれども、2年前ですか、たしか指摘していますよ。それはできますよ、2月から来年度に向けて。予算をつけてやればいいということですよ。予算主義ですから。これがあなたの仕事なんですよ。予算がなくてできると、だからこんなことをやっちゃっているんですよ。では御宿町の事業はもう予算は要らないと、みんな手ぶらでやっちゃうと、大変すばらしい町になると、契約も要らないと、頼むよで済むと。

ただし、これは外国の子女がかかわっている問題で、個人情報保護も出していただけるといいますから、そうしたらほかの契約書もあるわけでしょう。これは大使館にいたから、私は、それはその職業にあるから、公的なものの保護は要らないと思っていましたよ、大使館が介入していましたから。これは職業を言っていない、どこの機関に属しているか何も言っていない。そういう公的なもの、例えば外務省とか、そういうところに所属していれば、そういう形はいいと思いますよ。全く前とは違うというのは、大使館員ではないということですよ。これは公的なものです、日本でも治外法権も認められています。ところが、今メキシコにいよ

うとどこにしようと、それは全く違う話です。

予算がなくてできるというとんでもない話をしていますけれども、これを答弁してくださいよ。7月2日に来ちゃうんですよ。個人情報はどうしているんですか。誰が握っているんですか。どうやってそれを保護するんですか。当然ですよ。御宿町のデータは全部保護されています。これは町主催ですから一体なんですよ。それを、メキシコでやっているから俺は知らんという話じゃないんですよ。この事業は町長ができると言っているんですしたら、御宿町が応分の責任があるんですよ。これは答弁してください。

ちょっとほかに移りますけれども、総務課長、この主催という中で、予算がゼロの中で、町の主催としての責任、公的な保険は使えますか。職員は言いましたけれども、公的な保険は使えますか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 対象とらないと考えております。

○1番（瀧口義雄君） 今まではそうだったけれども、この人たちの事故、事件、災害等どうするんですか。一番大事な主催者としての責任。さっきの答弁は後でしてくださいね。それはどうするんですか。主催者として一番大事なものは責任ですよ。事故、事件、災害等ありますね。新幹線だって事件がありましたよね。30日間いるんですよ。町としては保険を使えないと、今までは使えました。使えないと、要するに責任の所在がないと、主催者としての義務が果たせないということですよ。それをご答弁ください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、主催者として行うならば保険は使えると考えております。

○1番（瀧口義雄君） 使えるという話で、保険を使うということはお金がかかるということでございます。これに支出するお金はないと、ゼロ円だと、どこから金を出すんですか。最初に聞いております。これに関する支出は30年度はないと。町の保険は使えると、総務課長は使えないと。じゃ、間に座っている横山副町長、予算がない、事業がない中で保険は使えますか、公的な。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 3月20日に予算の修正をいただいたときに、当該事業に係る予算の全てを削除するという内容だったと思っております。ということで、30年度は当該事業に係る予算は全てないと私は認識しておりますので、保険につきましても、現状のままでは使用するの難しいものと考えております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○1番（瀧口義雄君） 議長、ちょっと待ってください。私が今ちょっと質問しますから、その後をお願いします。続けてじゃないですから。

保険が使えないと。では保険の窓口に行くんですか。公的な責任がとれないのが主催者ですか。あなたは使えると言った。じゃ、使途を言ってください。どこの条項で予算削除されたものができるのかという、御宿町の条例でも自治法でもいいですから、答えてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、この事業は、御宿町の特徴あるというか、非常に特性ある自治事務であると思っております。そういうことで公的な事業であると思っております。そういう中で主催として行いたいということでもあります。そういう理解の中で私は保険は使えると思っております。

○1番（瀧口義雄君） 議長、まともに答弁させてください。

予算がない中で事業を執行できないという中で、僕は最初に聞いております、ゼロだと。事業は大事だとか、それは自分の思うことで、誰もこのメキシコの関係でノーと言っている議員はいませんよ。そういう中で保険が使えると、町の金が使えと、町の予算は使えないと、だから私が言っているように、じゃどこの何条で事業がないものに支出できるのだと聞いているじゃないですか。気持ちを聞いているんじゃないんですよ。私は、ここの議場で聞いているのは、条例上、自治法上、どこの条例を持ってきて金を出すのかと。町の大切な事業とか何とか、それは別の話で、事務手続上、僕は3年間事務手続を聞いています。

もう予算も使えない、公用車も何も使えないと。じゃこれは何だと、一番肝心な主催者としての責任を果たせるのかと。保険は使えないと事務方は言っている。あなたは使えると。これは町長権限で使えるものじゃないんですよ。あなたのお金だったら使えるかもしれないけれども、これを使うときはそういう手続を踏んでやらなきゃいけない。議会の同意をもって、あなたは予算編成権と提案権がございます、執行権があります。その間に入るのは議会で、議会の同意があったら使えます。それがありませんよ。ないものは使えないんですよ。答弁をお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何度か言っておりますけれども、この事業は町主催で行うならば、れっきとした非常にすばらしい自治事務であると考えております。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 答弁になっていないですから。すばらしいとかそういうのは感情の問題で、重要性とかそういうんじゃないで、自治事務だというなら自治法に従ってくださいよ。自治法の、隣にいるのはプロですよ、行政の専門ですよ、それができないと。町長権限で出せる金じゃないんですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 自治事務であるかどうかは、またいろいろな議論があると思いますけれども、今、副町長初めこの事業については難しいという発言がございましたけれども、私はそのように理解しております。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと今聞いていなかったんですけども。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、2回済みましたが、今言っている保険が使えるかどうかというのは、保険の掛金のことですか。

○1番（瀧口義雄君） じゃなくて、自治事務だというのなら自治法の中でやっていただきたいと。それで、できないと。最初から私、ずっと聞いていて、町は予算を執行できないと。だけど町長は自治事務で、大切な事業とか、そういうのはみんな認めていて、それは論外の話で、町長という立場ではなくて、自治事務、行政事務としてこれが執行できるのかといたら、予算、3月20日の状態で、これ以降はできないという答弁しているんだ、事務方は。それができるといふ。わからない、事務上できないと、予算執行できないと言っているんですよ。あなたはできるといふ。

じゃもう一点、これは後で戻りますけれども、さっきのパソコンの関係とこれと戻りますけれども、もう一点、ちょっと休憩の間に議長、資料請求をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） そうしましたら、まず行程表は出していただけるといふ中で、2,650 USドルの内訳と積算根拠。今言われたけれども、ポスター代も入っていると仰いましたのでそれも含めて。

あと全体のやつと、それとチケット代が入っておりますから、誰がどこの空港で幾ら買ったのか。それで、2,650 USドルと書いてありますけれども、それは誰が集めてどこでプールして、御宿にいつ振り込まれるのかと。その積算根拠ですね。チケットはどこの場所で幾らで買ったかと。

あとは、日程の中にあります日本語の講師研修依頼先との見積もり契約。

学生交流、御小、布施小、御中、これはないということは確認しておりますから結構です。

日本文化、茶道、華道、書道、研修所等と、講師、先生、経費依頼分、企業研修、どこでどういう契約をしているのかと、依頼ですね。

あと交通費の経費と昼食の弁当代。メキシコ大使館での研修発表会、スタディツアーの行き先と交通費。2,650U Sドルの内訳。現在幾ら残高が、もう15日ですから、残っているのか。さっき町長も言われましたけれども、ポスター代もここに入っていると、それは幾らなんですかというのを含めて、昼休みをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） よろしいですか。

○1番（瀧口義雄君） いいです。それで要求を出しましたから、お計らいください。

○議長（大地達夫君） ここで1時半まで休憩します。

（午前 11時46分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時32分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に瀧口議員から要請のあった資料に関しては、手元に今届いている分だけ皆さんに配付しました。

それでは、緊急質問を続けてください。

瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

ということは、議長、あれだけ請求してこれだけですか。じゃ、ないものを言ってください。町長、ないものを言ってください。あるという証明は、行程表がありました。ないものを言ってください。あるいは存在しないもの、契約していないもの、つくっていないもの。お願いします。

○議長（大地達夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 現時点では、今配付させていただきました資料のほかには、一切、私のところにはございません。

○1番（瀧口義雄君） 一切ないでこの事業は進んでくると。一切ないということで、行程表だけはいただきました。ありがとうございます。無制限と言いながら議長に叱られますので、

早目に端的に。

お聞きしますけれども、予算がない状況の中で、御宿町という自治体は、契約、事業執行、これができるんですか。総務課長。あとは、隣の田邊課長、企画財政ですから。この事業を含めてですけれども、自治体として、予算がない状態の中で、予算執行できるんですか。また、そういう事例は、副町長、県下にありますか。あるいは長い経験の中でそういう事例があったらご紹介してください。続けてどうぞ。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） できないことと考えております。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） できないと考えております。

○議長（大地達夫君） 横山副町長。

○副町長（横山尚典君） 特に存じ上げておりません。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。ありがとうございます。何度も立たせて申しわけないです。

それでは町長に、皆さん、知らない、関与していないということですので、次にお聞きしたいと思います。学生選考業務委託については何もなかったということなので、それは、あとは町長自身が考えていただきたいということですが、今度は2,650USドルですね、このフローについてお伺いしたいと思います。

その前に、日本というか、自治体が、私人に何も契約しないで業務、特に今、外国にいらっしゃるといことなので、外国の、私人というのは、全く公的な機関ではないというものと委託契約、業務契約、また、町の仕事をさせることができるような条項がおありですか。大使館とか外務省とか公的な機関ではなくて、私人として、日本の自治体が、簡単に言えば御宿町が契約することができるんですか。あったらどこにあると教えていただきたい。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ベターではないが、可能であると思います。

○1番（瀧口義雄君） だから、どこで可能なのかと聞いているんですよ、私は。事務上の話をして、これは自治法の話ですから、あなたの思いは、先ほどは、予算がなくても事業執行できちゃうと、この3人はできないと。保険もあなたはできると、できないと言っている。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 予算については、ご支援をいただける団体があるということで、でき

ると私は申し上げて、そういう中で、町自治体が予算の収入支出がなくても主催となることができるという判断のもとで、そのようなことを申し上げております。

そして、個人に仕事を依頼できるのかということにつきましては、私はできると思うんですが、できない理由が、私にとっては現時点では把握しておりません。

○1番（瀧口義雄君） それは悪魔の証明と同じで、できないと言ったら、法令上ないからできないんです。あなたは、できると言ったらどこの条項にあたるかと。論点をすりかえないでください。どこの条項をもってこれは適正に執行できるかと。

それと、責任の話をしましたよね。保険の話。それはまだ済んでいませんので答弁してください。どうやって責任をとるんですかと。あなたは保険を掛けられると。保険屋に電話してみてくださいよ。待っていますから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、役場の執行する、主催する事業については、一般的には、私は保険は可能であるという認識がございます。

○1番（瀧口義雄君） これが役場の執行する事業ですか。役場の執行する事業、ゼロ予算、これは違いますよ。そういう中で、予算も何もついていないと、職員も何も知らないと、議員も何も知らないと。町長とそのメキシコに住んでいる私人と2人だけの話じゃないですか。これが行政のやることですか。

私の言っているのは、これは御宿町の事業で、役場の課長さんたちも大変優秀です。そういう人たちができないと言っているんだから、私は思うんですけれども、日大アメフトの監督とコーチの話と、問題を起こしたアメフトの学生の話とちょうど同じに見えますよ。アメフトの学生は確かに悪いことしてしまいました。でも、あの真摯な姿を見て誰しも思うじゃないですか。今聞いている答弁はそっくりそのままですよ。これは私の感想でございます。

じゃ、そういうことで、あなたはできると。これは、議長、ここでできるできないを言ってしまうのがないので、休憩時間に担当課の人に確認してもらいますか。お願いします。

これは私のお願いです。これは答えるのが当たり前なんだから、ただ時間の猶予をやるというだけの話ですよ。本来こんなものはできていなきゃいけないですよ。じゃ、保険屋といつ契約したんですか。それを出してくださいよ。これは2月の中旬から始まって、もう行程表が来ているんですよ。保険屋といつ契約したんですか。担当課長、いつ保険屋と契約したんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 保険につきましては、総合賠償保険という、自治体が人口規模に応じて一定の掛金を積むという事業ですので、年間の中で、全体の中で入っているものでございます。

○1番（瀧口義雄君） 私も知っているんですよ。それが可能かと言ったら、担当課は可能じゃないと言っているのに可能だと言うから、じゃそれは保険屋に確認してくれという話。確認もとらないんですか。今は会議中ですから。

○議長（大地達夫君） 確認は可能ですか。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 文言的に保険の対象となる事業という中で、要件の一つに確かに市町村が主催するというものがありますけれども、これはあくまでも総合賠償保険上の主催者の定義ということで、一般的な定義とちょっと異なることがあるかと思いますが、そうした中で求められておるのは、町村または町村の委託を受けたものの管理下にある中での行事等について対象となるというような条件がついておりますので、そういう中で解釈をさせていただいて、この事業については難しいのではないかということでお答えしました。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。そういう答弁です。要するに町としての責任は負えないと。全くこれは、事件、事故、災害等々あった場合は、町はメキシコに対して何もできないということでございます。

では次に移ります。これは後で再度言いますけれども、アップされたものの中に参加費用というのがございます。この予算、募集選考の計画、掲載内容はどこの課で、課は担当していないと言うから石田町長しかいません。これはどこでどう対応したのかと。これは聞いたところによると町長しかいないということで、掲載内容、どう協議したのか。あと決算書及び契約書を提示していただきたい。

それと、個人情報の保護、これもないということですが、ないということによろしいということだと思っています。

参加費の取り扱いについて、お金を扱いますから、2,650USドルの流れ、フローについてお聞きしたいと思います。これは町長しかおりませんので、お金のことでございますので、どこの口座に幾ら振り込まれて、それをどう取り扱っているのか。金銭ですから取り扱いの協定書が、公的なものだったらわかります、そういうルールがありますから。これは個人ですから、グループだと言っていますから、誰の口座に入ったのか、幾ら入っているのか。

この次ですけれども、幾ら出金したのか。というのはトラベル、空港チケットですね、これ

は円でもドルでもどこで購入していつ支払ったのかと。まずこの4点。チケット、2,650ドルというのは、アバウト30万です、今のレートでいいますと。向こうの紙幣価値だと80万くらいあると、先ほど調べてくれた人が言っていましたけれども、まずそれですね。

議長、読み上げてしまいませんか。どうしますか。2,650 U S ドルの積算見積もりと内訳。読んじゃいませんか。

○議長（大地達夫君） 積算根拠を持っているんでしょうか。瀧口議員が今持っているということですか。

○1番（瀧口義雄君） 違うよ。これを聞くのに全部読み上げちゃっていいですかと。それとも一つずつ聞きましょうか、どっちでいいですかと確認をとっているんです。どっちでもいいですか。じゃ一つずつ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 現在把握しております情報といたしましては、航空券が10人分で1万5,500ドル、日本円で171万4,800円と伺っております。残りの費用につきましては、募集作成費、広告費、選抜過程費等が含まれておると。いわば選抜、54名から10名に選抜するいろいろな費用ということでございますね。そういうことで伺っておりますが、まだまだ、全部いろいろな面で済んでおりませんので、詳細についてはまだ出ていないということでございます。

1点言えますことは、航空チケットというのは、かなり日々あるいはある時間に応じて変動しますので、この2,650ドルというのは幾分か高目で設定されているということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 議長、答弁が抜けている。どこの誰がどこで買ったのかと、とりあえずそれを。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これは、いつもメキシコ関係では大変お世話になっております、メキシコシティにミカドトラベルという会社がございますけれども、そこをお願いして購入されたと伺っております。

○1番（瀧口義雄君） じゃこれはミカドトラベルが、旅行会社ですから取り扱ったという感覚でよろしいんですか。ありがとうございます。

じゃ、そういう中で、今言われたんですけれども、ネットに載っているこれを信じるしかないんですけれども、誰が取り扱っているかというのを聞いていないんですけれども、それは後で答えてください。

ちょっと読み上げさせていただきます。4週間分の中級日本語コース料金、公式日本行程の

参加費、ホームステイ、大学の寮、日本国内の移動経費、参加費はいつも取っていますからわかりますけれども、どこでこの金額を取り扱ったんですか。これは、去年の4回目は町負担でございましたけれども、これが増えたと。

それと今言われた応募選考、ポスター代なんかはここに書いてないですよ。書いてないものを取っちゃうんですか。どこに書いてありますか。それだって本来なら町持ちじゃなかったんですか。

先ほど、委託費でなくて報償費でございました。訂正させてください。

入っていませんよ、ポスター代とか選考代は。入っていないのに取ってしまうんですか。

今まで学生は1万5,000円の参加費、あとは保険は自分持ち、チケットは旅行業者に払うと、こんな負担はなかったですよ。この相違はなんですか。ポスター代まで入っていると、あと選考料も入っていると。どこに書いてありますか。どこにも書いてないですよ。この内訳を聞かせてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この点は確認いたしました、非常に……

○1番（瀧口義雄君） 町長、それはおかしい。確認ではなくて、町主催だから、あなたですよ。

○町長（石田義廣君） はい。ここに書いてございます、4週間分の云々から②から⑤までございますけれども、この点については一応掲載してありますけれども、この2,650ドルでこういう待遇が受けられるというか、おもてなしが受けられるというか、そういう意味で掲載してある。だからひとつひとつ、これがお幾らです、これがお幾らですということではないと。総額これだけ支払えばこういう対応ができると。これは日本人の感覚とちょっとずれますけれども、そういうことで確認をとりました。

○1番（瀧口義雄君） 議長、これはちゃんと書いてあるんですよ。参加費用、2018年プログラムの料金、2,600何がし、以下の費用は参加料金に含まれていますと。それで今4つ挙げたものを含めてそうです。

それと、参加費は別料金で負担する。これは自宅から航空まで保険会社、あと、こっちへ来たら自由に、飯代とか小遣いとか、そういうのを明確に分けてあるんですよ。これが違うと言ったらそれこそ問題になりますよ。どこにポスター代が入っているんですか。御宿町の応募ですよ。御宿町のあれですよ。町長。委託したって何したって、あなたが責任者ですよ、御宿町は。どこに書いてあるんですか。これは幾らになるんですか。16年は町ですよ。今回もあなた

は町だって盛んに言っているから、私は聞いているんです。

じゃ、これを考えている間に、230万円の内訳を教えてください、千葉工大が持っていただく。あなたが請求したんですから、誓約書、見積もり請求、いつ振り込まれるのか。一般的に町に寄附、献金、協力するのは、町の会計に入れて、目的寄附とか特別寄附はその目的に沿って、一度会計に入れて、それから諸手続をとって執行できます。

田邊課長、ちょっと途中ですけれども質問したいんですけれども、平成30年3月20日に修正で削減されましたね。修正前の事業費の内容もありますけれども、献金、寄附等、寄附者が、この件ですよ、自治体である御宿町が事業実施主体であり主催者である。これが、寄附者あるいは協力者が、関係団体、日本語で簡単に言えばツケ回し、これが自治体として可能ですか。それだけお答えください。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） できないと考えます。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

という中で、町長、今、私が聞いた、冒頭で町長が発言されておりました230万円、この事業費の内訳と、いつお支払いいただくという誓約書、町長が相手方に出した見積もり、内訳、それをお聞かせください。とりあえずそれだけ。さっき言ったのは考えておいてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申しあげましたけれども、町の収入支出予算がなくても町が主催、関連しますので、主催することは可能だということの中で、今回の収入支出については千葉工業大学の伝票でやっていただくと、町の会計は一切通さないと、そういうことでございます。

○1番（瀧口義雄君） その内訳。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 内訳につきましては、町が予算立てをしました内容について、こういうことでございますということで差し上げておりますので、同等の内容についてご支援をいただけるということでございます。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと今、書類を持っていないんですけれども、企画財政課長、削除された231万8,000円の、持ってましたらちょっと読み上げていただけないでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 予算科目別でよろしいでしょうか。

○1番（瀧口義雄君） で、総額幾らだと。

○企画財政課長（田邊義博君） 報償費で39万円、需用費で29万円、委託料で73万円、使用料及び賃借料で90万8,000円、合計で231万8,000円。

○1番（瀧口義雄君） すみません、もう少し細目を出していただけないでしょうか。

○企画財政課長（田邊義博君） 細かくで……。

○1番（瀧口義雄君） 細かくお願いします。

○企画財政課長（田邊義博君） よろしいですか。報償費は、謝礼といたしまして、バイリンガルコーディネーターの謝礼に6万円、ホームステイ謝礼に30万円、文化活動の謝礼として3万円。需用費といたしましては、文化活動、つるし雛飾り作成教室等、こちらの消耗品で5万円、御宿に滞在時の昼食代として8万6,000円、学校の給食体験で4,000円、報告書の作成費15万円。委託料といたしましては、研修講師派遣委託として先生の派遣です、56万円、学生募集選考委託で17万円。使用料及び賃借料といたしましては、研修センター及び学生寮の利用料として84万5,000円、成田空港での駐車場代で3,000円、浅草の駐車場で1万3,000円、成田空港の送りのときの駐車場で3,000円、館山城の観覧料で4,000円、また、もろもろの有料道路の使用料ということで4万円、合計で231万8,000円でございます。

○1番（瀧口義雄君） 町長、2から4まで入っていますよ。向こうで集めているんですよ。書いてあるんですもの。あなたが責任者で主催者ですよ。書いてある。こっちは今読み上げたように231万円ですか、230万円ですかアバウト、出すと。こっちは取っている。何なんですか。あなたが責任者です。御宿町主催でメキシコの学生からお金をいただいている。このダブルのやつは何ですか。さっき言ったように、ポスターなんか入っていないじゃないですか。どこへやるんですか。もっと書いてあるの、あなたが町長だから承知だと思う。

千葉工業大学カリキュラムの価値ある証明書、これも費用に入っていますよ。幾らですか。ネットに載っていますよ。これを説明してください。

それともう1点、チケットは本当に確認をとりましたか。今までは、ミカドトラベルでチケットを押さえて参加者がそこにお金を払うと。そのときに1万8,000円の参加料も払うと。そのとき1万8,000円分は、日本のミカドさんの支社から日本円で送られてきていると、これが現実でございます。この1万8,000円も、ミカドトラベルは扱っておりませんという確認はとっております。どこで誰が、どこの空港、幾らのチケットで買ったというのを証明してくださいよ。残りの残高はどこにあって。こんなこと今までないし、今の削除されたものですが、230万円、大体同じだと思う、それを請求したんだと思います、今そういう言い方をしました

から。

じゃ、ダブルブッキングじゃなくてダブル収入、これは説明してくださいよ。どこの空港で買ったのかと。これがわからない。ドルでも円でも結構です、この内訳を。積算根拠の内訳は、あなたの責任です。2,650 U S ドルの、チケット代が上下するのはわかっていますけれども、大体17万ぐらいと聞いております。それはいいと思いますけれども、どこで買って誰が支払ったのか。この2、3、4の内訳。参加料1万8,000円、振り込みはないと言っていましたね。どこに幾らこの残高が残っているんですか。ちょっとその残高を教えてください。

あと支出項目。ポスター代とかそんな話はない。あと、千葉工大のカリキュラムの価値ある証明書、これも入っています。だからその内訳を教えてくださいよ。2,650 U S ドルの積み上げ金額。現にこれ集めてあるんでしょうからどこに集まったかと。

議長、座らせてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総額から、先ほど申しあげました航空券代を引いた額が今残としてあると思いますが、先ほど申しあげました、今後活用といたしますか、その費用につきまして、現時点では詳細は明らかになっておりませんので、確認は、現時点ではまだ途中でありますので、そういう状況でございます。

○1番（瀧口義雄君） 私は、今、残高が幾らあるのかと。それよりは、この2,650 U S ドルの積立金額ですよ、チケット代含めて。あとポスター代も入ってきた。どうやって積算したものなのか。2,650ドル、学生から、この文書でいけばいただいたということ。当然、料金、例えばこれとこれで200円ですといたら、これが100円でこれが100円で、200円という見積もりを出す。明確にこれが費用負担に入っていますから。今までは入っていなかったと。

今、田邊課長が言ったように、この費用は全部入っています、日本の費用に。千葉工業大学が負担するというのに入っていて、こっちにも入っていると。これは公式なホームページで、学生が多分、確認はとれていないけれども払っていると思いますよ。ポスター代もどこに入っているんですか。

あなたが責任者で、あなたが発行者ですよ。向こうの人間はあなたに使われているだけですよ。だからこれはあなたの責任だということですよ。当然、町が主催だってあなたは言っていますから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申しあげましたけれども、この2,650ドルの内訳は、航空券

代と、先ほど申しあげました募集作成費、広告費、選抜過程費等が入っていると。ここに掲載してあります4週間分の中級日本語コース料金とか公式日程中の参加経費、ホームステイ費用、日本国内の移動交通費、登録費等は、ここには掲載してありますけれども、先ほどもお考えをいただきましたけれども、実際には、このひとつひとつについて、幾ら幾らということで参加費用が積算されたのではないということを伺っております。

○1番（瀧口義雄君） 町長、それはひどい話じゃないですか。学生からこの要項で募集しておいて、それは関係ありませんと、あなたがそれを言っているんですか。この金額でいい悪いじゃなくて募集をかけているんです。

だから、今、幾ら使っているとか使っていないとかじゃなくて、この積算根拠を示してください。チケットは上下するのはわかっていますけれども、それで積み上げて足し算やったのが2,650USドルでしょう。これはやっていないんなら、こんな金額じゃないじゃないですか。チケット代が約170万円、それはそのくらいだと思っていますよ。じゃ残りは何なんですか。ポスター代なんか入っていないですよ。このどこにポスター代が入っているというんですか。教えてください。あなたが出した文書です。だから積算根拠を教えてください。

それとトラベラーの話。私が聞いているのは、誰がどこでいつチケットを購入されましたか。幾らで購入されましたか。USドルですか何ですか。

最初に誰の口座にこれは振り込まれたんですかというのがわからない。御宿町では、ちゃんと役場の口座に振り込まれる。これは民間の人間ですから、私か貝塚議員か隣かわからない。誰の口座に振り込まれたのか。これは生徒にすれば大変なことです。4点。わからなかったら休憩してください。

○議長（大地達夫君） 3回目の質問ですので、明確にお答え願います。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 把握していないことはお答えできないわけですが……

○1番（瀧口義雄君） それはだめだよ、町長。もう生徒がここまで来ていて、把握していないなんてとんでもない話だよ。お金を払っているんだよ。

○町長（石田義廣君） チケットはミカドトラベルを通して購入したと、そういうことでございます。これは、先ほど申しあげておりますけれども、中心は元一等書記官ということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 町長、2カ月、3カ月前ならその言いわけは通りますけれども、じゃミカドトラベルからいつ買ったんですか、誰が。値段は言いましたけれども、どこの、ANA

か。もう一つ、アエロメヒコ。

○町長（石田義廣君） はっきりと何日ということは伺っておりませんが、4月の下旬から5月上旬のころだと思います。

そういうことで、今回は、ANAが航空券の予約の際に満席だったということで、とれなかったということで、アエロメヒコの飛行機を使ったということでございます。それに関しては、ANAの支社長さんからおわびがあったということは伺っています。

○1番（瀧口義雄君） 町長、これは確認したんですか。ミカドトラベルで買ったんですか。それを確認してください。これは議場で答弁しているんですよ。

それとさっき言った、それはちゃんと出さなきゃ。2,650USドル振り込んでいると思えますよ。だから、誰の口座に振り込んだかまだ聞いていない。

それと、幾ら何でも、これ3つで300円だと。一山300円じゃないんだから。これは一番大切な学生あるいは保護者が負担するお金ですよ。ないものまで書きちゃっている。

あと、千葉工業大学の修了証まで入っているんですよ。それは幾らですか。

あなたが出した文書ですよ。積算根拠がなければ2,650USドルの根拠がないですよ。飛行機代はわかりますよ。それだって大体上下ありますから。どこにポスター代が、選考代が入っているんですか。今まで町持ち、報償費で読んでいるじゃないですか。いつから学生から取るようになったんですか。その報償費は幾らですか。ポスター代は幾らですか。選考費用は幾らですか。それは町の事業だったら町が払う話でしょう。ポスター、どこへ何枚張って、それは幾らで、学生からいただいたんですか。そんな契約外の話じゃないですか。選考費は町持ちでしたよ、今までは報償の中で。今年も17万円入っていましたけれども。

5点言いましたから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この募集とか選抜過程については、協力をお願いしてあるということで、今ご意見がありました内容については、現時点で詳細は把握しておりません。

○1番（瀧口義雄君） 5点答えて何も知らないとお金がどこにあって、この積算もわからないと。これでよろしいんですか。料金が30万円だと。今、チケット代がアバウトで17万円くらい。13万円、どこにあるんですか。

というのは、この積算根拠があるからそうなんです。1万8,000円かもしれない、参加料はわからない、それも書いてないから。あなたがこれを認めたんだから、あなたの仕事です。これが隣にいる人でも隣にいる人でも、こっちの仕事でもない。世界中にネットで配信したん

ですよ。当然、積算根拠があって当たり前じゃないですか。一山幾らの八百屋じゃないんですよ。御宿町の事業主体で、あなたが御宿町のよく言っている代表です。これを詳細を知らんとか、金を振り込んじゃってそれは知らんとか、これは無責任きわまりないというよりは、あくどいでしょう。払っていないならまだ修正もききます。

チケットも今、4月幾日かに買ったと言うけれども、この発表は5月16日じゃなかったんですか。それでチケットを買えるのかな。合格発表があって、パスポートとかそういうのがないと、日本ではですよ、予約できないんですけれども、だから前に、夏に行ったとき、役場の職員がおくれて大変高いチケットを買った。よそはわからないけれども、ミカドトラベルで扱っている去年までは、航空チケットのお金は自費で払って、あとは参加費を払うと。保険に入りたい人は払うと、それだけですよ。今回これだけ、2,650ドルになっているんですよ。だから責任者である町長に聞きたいと。それを、詳細を知らないで金を集めちゃうんですか。あなたですよ、集めているのは。金を見せてくださいよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、現地のこの方がやっていただいた……

○1番（瀧口義雄君） 現地じゃない。これはあなたの、御宿町の主催の事業です。人に責任を押しつけないでください。あなたがよく言う町の代表で、これを主催しているんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 責任は私にありますけれども……

○1番（瀧口義雄君） 責任じゃない、私は言ってくればいいんですよ。

○町長（石田義廣君） 現時点では詳細は把握していない……

○1番（瀧口義雄君） 現時点じゃない、これはネットで応募されて金を払っちゃっているんですよ。悪いんですけれども。金を払っていないで、ちょっとミスがあったとか、そういうのならいいんだけど、もう金を払っちゃって、それを知らないって。それで責任者、何やっているんですか。

通帳、ファックスで送ってもらってくださいよ。この内訳もあなたが知らないなら、全く町長として、責任者として、主催者として、事業主体として、全くゼロじゃないですか。先ほど田邊課長が言われましたけれども、課長は、町の事業主体で、町が主催のものは、ツケ回しはできないと言った。あなたはできると言った。私もできないと思う。副町長に聞くのは、もうかわいそうだから聞きません。担当課長の御宿の優秀な財政課長だから私はそれを信じます。

だから、あなたは、使えるというものがあつたら100%向こう持ちで、大学のほうにご迷惑かかりませんか。補助金をもらっている団体が、人の団体の、自治体の、それを100%持つと。あそこの大学も大変裕福な学校ですけれども、補助金をもらっているものが、補助金の100%の肩がわりができると思いますか。

だから、いつ払っていただけるのかという話を聞いているんですよ。これは町の事業だから、最初に一般会計の仕組みを言ったように、町の事業であつたら、何で町に入らないんですか。向こうだつて証明ができるじゃないですか、町に献金しましたと、寄附しましたと。何で町に入らないんですか。これが通常のやり方でございます。

その積算は、今、課長が言いましたけれども、これはだめですよ。私、ミカドトラベルという話は聞いていなんですけれども、ミカドトラベルがその時期に売つたという話は聞いておりません、後から買ったという話もあるかもしれないけれども。だから、この3つと千葉工大の価値ある修了証。あと、今、町長が言いましたけれども、ポスターの製作費、幾らなんですか。それはどこへ払つたんですか。子どもたちのお金ですよ、町が本来預かるべき。ポスター代を幾ら集めて、その中から使って、どこへ、幾ら、いつお支払いになつたんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 同じような答弁になりますけれども、現時点では詳細は把握しておりません。

○1番（瀧口義雄君） いや、それはだめだよ。現時点で、もうこれ以降ないんですよ。それは当然あなたの、ほかの課長だつたらちゃんと答えてくれるかもしれないけれども、知らないんだから、あなたしかいないんですから、あなたに聞くしかないんです、私も。議長に聞いてもだめだから。

そういう中で、現時点で知りませんじゃ済まないんですよ。とりあえずは積算根拠、ポスター代、製作代、どこへ配布したか。もう済んじゃっていますから、これは5月で終了していますから。

あなただけしか知らないんですよ。だつて、金を集めていて金の根拠がわからないなんて、そんなことでは、御宿町、どうなるんですか。3つくらい全部違っていますね。責任者もそうだし、金の支払いもそうだし、事業主体にならないと保険も違ふと。でも、町長はできると言っている。これは明確な相違が出ております。この積算の、金を集めていないならいいですよ、まだ。金はもう振り込まれて、15日過ぎには日本に来るんですよ。じゃ、その金はどうなつたんだというのは彼らには聞けない。だから町で、あなたがやっている事業ですよ。みんなでき

ないと言っても、できると、あなたが一人でやっている事業だから、あなたしか聞くことができないんですよ。答えてくださいよ。同じことを何回も言うともた議長に言われますから、これ以上聞きません。

○議長（大地達夫君） 最後の答弁をお願いします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

○1番（瀧口義雄君） 議長、暫時でいいんですか。時間を切ったほうがいいんじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 10分休憩します。

（午後 2時20分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 休憩をいっぱいとりまして申しわけないと思っています。

そういう中で、全てないということで、これ以上の質問はできないという判断をいたしました。これだけの事業をやるにあたって、最低限必要な、相手が幾ら集めたのか、どこに通帳があって、どこに現金があるか、事業計画も契約書も予算書も全てないと。もうこれ以上は、聞いていて私自身が恥ずかしくなりますので、御宿町議員の12分の1と、こんな町でいいのかと。特に金の話なんか全くわからない。子どもたちが出した2,650ドル、この積算根拠も、どこに支払うのか、これを、聞いていると、両方で両方請求していると。わからない町になってきました。わからないので資料を請求しても何もないと。五里霧中の世界でございます。町民の皆さん、傍聴の皆さん、大変申しわけないと思っています。

町長、最初に読み上げましたけれども、残されたものは2つしかありません。このメキシコの子どもたちにどうするのかと。15日後には来ますよ。メキシコの将来を囑望されている青少年ですよ。こんなことに巻き込んでいいんですか。あなただけです、御宿町で担当しているのは。課長も議会でも全く知らない、議長も知らなかったと。一刻も早くこの事業を中止して、被害を最小限に食いとめる、これがあなたの仕事です。もう一つは、今までのこの行為をどう

やって償うかと、この2点でございます。

せっかくの400年の事業が、歴史と文化と、私たち御宿町の誇りと思っていた、これが本当に難破してしまいました。大変残念でございます。恥ずかしくて外に言えません。議事録を削除していただきたい、そう思います。そういうような状況でございます。

そういう中で、この関係はこれで一旦終わりにいたします。議長。

続けてもう1点お聞きしたいと思うんですけども、石田義廣通信に載っていた文章そのままなんですけれども、メキシコ側から実行委員会方式はいろいろ問題があり、このまま事業を継続できないと断言されたと。まずお聞きしたいんですけども、メキシコ側とは、日本の反対側なんでしょうけれども、どこの機関のどういう役職のどういう人か。いろいろ問題がありと、いろいろな問題とは何か。断言できないと断定した人物はどういう役職にある人なのか。5点。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このことにつきましては、かねてから議会においていろいろとやりとりといたしますか、質疑をさせていただいておりますが、ある時点で、この人物については、前にも何度も申し上げておりますけれども、当時担当していましたメキシコ大使館の元一等書記官でございます。そういうことで、これ以上協力できないということで私が伺ったわけでございます。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） それは会議録にあるように、もう言っていないと。今回の会議録に載っているじゃないですか。事実、長くなるからもうしませんけれども、非常に非礼な2点、これはないとあなたは言って、会議録で、遺憾に思うと書いてあるじゃないですか。またぶり返したんですね。あなた、8日にいただいた会議録に、そういうことは言っておりませんと、相手がね。それで終わりになって、遺憾に思うと言っているじゃないですか。

それともう1点、実行委員会方式の、町に事業主体を移すということは、自治法147条が適用できない、訂正しますと、間違い、過誤を訂正していたじゃないですか。言っていることが全く違う。また蒸し返しているんですよ、あなた。議会だよりに載っているんですよ。事業主体の変更はできないと。とか何とか言っていますけれども、会議録に、町が実施するのは構わないと、でも事業主体の変更は認めないと、この人と会長も言っています。だから、事業主体の変更はできなかったんですよ。新たな事業はできます。同じ名前で、同じシステムで、財産権とかそういうのは次に回しますけれども、言っていることがひどい。1回修正して、訂

正して、陳謝したのに、また御宿中に石を投げている。同じことを繰り返しています。何度言っても人権の問題だと。御宿町のすばらしさに魅せられてきた移住者が、国際交流事業をライフワークとしている、その人に何の罪があるんですか。ここにいる人たちはみんな心が痛みますよ。感謝してこそ、石を投げる話ではないんじゃないですか。

それと、町長、今日のこの答弁書、回答書ですか、これは町長の人間の出す文書じゃないですよ。読み上げるのも吐き気がします。会議録に載せてくださいよ、これ。これが御宿町の現実ですよ。被害に遭った人、その周りの人に責任をとれと。あなた、陳謝しているんですよ、遺憾に思うと言っているんですよ。それでまたこれを繰り返している。何度繰り返したらわかるんですか。

議長、答弁は要りません。

(「要りませんじゃないです」と呼ぶ者あり)

○1番(瀧口義雄君) じゃあ始めましょうよ。わかりました。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 今、2点ありましたけれども、瀧口さん、まぜてしまっております。

1点目は、その遺憾ということに関して、ご本人が言っていないというのは、フェイスブックに掲載してあったので、おろしてくださいというのは以前言っていたんですが、私が確認したら、それは言っていないと、そういうことなんです。

○1番(瀧口義雄君) だから言っていないじゃないですか。

○町長(石田義廣君) 今の瀧口議員さんは違うことを言っていたでしょう。

○1番(瀧口義雄君) あなたに質問される理由はないんですよ。私は質問者でああなたは答弁者ですから。議長、間違えないように言ってください。

フェイスブック、再三再四、下げてくれと何度も言ったと。じゃ聞きますけれども、これは取り下げたんですよ。言っていないと。クレームはと言ったら、クレームは確認しておりませんと。議事録を見てください、そうでしょう。あと非常に非礼だと。2つ。そこの高校と研修センター。何があるって、あなた言っていないじゃないですか。その2つだけです。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 非礼があったということは、私は伺ったから申し上げたんです。

○1番(瀧口義雄君) だからそれが何だと聞いているんですよ。あなたは言わないじゃないですか。

議長、すみません、発言中に言いました。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 非常に非礼だと。具体的に説明してください。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、今、ここは緊急質問のコーナーでやっていますので、緊急性ということを頭に置いてください。

○1番（瀧口義雄君） これが最後でございます。非常に非礼だということを2点あった。クレームは確認していません。取り下げも言っておりません。そういう中で非常に非礼だと。違うと言ったんですから、私が言ったことを。じゃ、非常に非礼だという会議の非常に非礼を言ってください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常に非礼だということを私は伺ったから申し上げて、その内訳、内容は、私は聞いておりませんので、前回申し上げたとおりでございますけれども、何回も言わなくていいと思いますけどね。

それと、もう1点の147条の件につきましては、自治法147条というのは、統轄権というのは任意団体には及ばないと書いてある。確かにそのとおりなんですよ。しかしながら、私の言いたいことは、いろいろ、今回の議会だよりとか、あるいは当時の私の答弁にもありますけれども、完全なというか、純粋なというか、任意団体、民間団体ではないという私の判断なんです。

○1番（瀧口義雄君） それはあなたの勝手な判断ですよ。

○町長（石田義廣君） 勝手じゃありません。私が関与として……

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。そこまで話を延ばすんなら言わなきゃいけないんじゃないですか。総務課長が民間団体だと。ぶり返す話はしたくないんですよ。自分が執行権の及ばないのをやってしまったと。非常に非礼なのは、傍聴人の人も聞いてくださいよ。何を非常に非礼だということを一言も言っていない。自分の信頼できるバツバツから聞いたと。こんなことが世の中で、公開の場で、できるんですか。公人たる御宿町長が公開の御宿町議会で、何の根拠も示さないで移住者を誹謗中傷して、それは説明できませんと。これが御宿町ですか。大変、この文章も読みたいぐらいですが、読むのも吐き気がします。

議長、いろいろとご配慮ありがとうございました。以上です。

○議長（大地達夫君） ここで緊急質問は終わりにします。

◎動議の提出

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 緊急動議をお願いします。

○議長（大地達夫君） ただいま6番、貝塚嘉軼君から緊急動議の提案がありました。
内容についてご説明願います。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 私は、2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関して調査を決意いたしましたので、これを議題に、緊急動議として提案します。お諮りください。

○議長（大地達夫君） 確認いたしますが、賛成する議員は複数いらっしゃいますか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 賛成議員はいますかということでございますので、読み上げさせてもらいます。

提出者は御宿町議会議員、貝塚嘉軼。賛成者は、御宿町議会議員、伊藤博明、石井芳清、瀧口義雄、滝口一浩、大野吉弘、以上の方が賛成者となっております。

○議長（大地達夫君） ただいま6番、貝塚嘉軼君外5名から、地方自治法第100条第1項の規定による2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する決議案が提出されました。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時53分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） 休憩前に提出された2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査については、地方自治法第100条第1項に基づく調査として、6人をもって構成する2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査されたいとの動議が提出されました。

この際、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査されたいとの動議を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(大地達夫君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 追加日程第2、発議第1号を議題といたします。

提出者、貝塚嘉軼君、登壇の上、提出理由の説明をお願いします。

貝塚嘉軼君。

(6番 貝塚嘉軼君 登壇)

○6番(貝塚嘉軼君) 発議第1号。平成30年6月13日。

御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明、石井芳清、瀧口義雄、滝口一浩、大野吉弘。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する決議について。

上記の決議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

平成30年御宿町議会第1回定例会において、2018年度の日本・メキシコ学生交流プログラム事業(以下、本事業という。)は、平成30年度御宿町一般会計予算から事業費を削除する修正案が提出され、賛成多数で可決された。

平成30年度当初において、本事業に係る算は全て削除されており、町が本事業を行えないことになりましたが、石田義廣町長は、町の事業として本事業を進めている。

これは、議会の議決を否定する地方自治法を逸脱する行為であり、議会として看過できない問題である。

よって、本事業に係る執行権及び事務について調査を求める。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する決議（案）。

下記により、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する調査を行うものとする。

記。1、調査事項。

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

（1）2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する事項。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第109条第1項並びに御宿町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、委員6人からなる2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限を上記特別委員会に付託する。

4、調査期限。

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内とする。

以上です。

○議長（大地達夫君） これより本発議に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、発議に反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

次に、発議に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(大地達夫君) 起立多数です。

よって、地方自治法第100条第1項の規定による2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する決議は可決されました。

ここで、委員選考を議会運営委員会に委ねますので、暫時休憩いたします。

(午後 3時18分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、伊藤博明君が離席しております。ただいまの出席議員数は11名です。

(午後 3時44分)

◎2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査特別委員会委員の選任 について

○議長(大地達夫君) 休憩前に設置された2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査特別委員会委員の選任について、議会運営委員会からの報告を受け、本委員会委員を御宿町議会委員会条例第7条第4項の規定により議長より指名いたします。

議員の氏名、貝塚嘉軼君、石井芳清君、瀧口義雄君、滝口一浩君、大野吉弘君、北村昭彦君の6名です。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

◎日程の変更について

○議長(大地達夫君) ただいま、議会運営委員会により日程の変更について協議をした結果、本日と14日の日程について、お手元に配付した日程に変更することにいたしました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

本日と14日の日程について、お手元に配付したとおりといたします。

よって、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査特別委員会の委員が選任されましたので、御宿町議会委員会条例第9条の規定により、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選に関する職務は年長の議員が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長及び副委員長が決まるまで、暫時休憩といたします。

(午後 3時46分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時02分)

◎2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○議長(大地達夫君) 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会で、委員長を瀧口義雄君、副委員長を貝塚嘉軼君、以上のように互選されましたので、ご報告いたします。

◎散会の宣告

○議長(大地達夫君) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

明日14日は午前9時半から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後 4時03分)